

「岐阜県地域職業能力開発促進協議会」委員（職業紹介事業者等）公募要項

以下のとおり岐阜県地域職業能力開発促進協議会（以下「地域協議会」という。）の委員を公募します。

1 公募基準

以下の要件を満たす特定募集情報等提供事業者若しくは有料職業紹介事業者又はその団体

- (1) 岐阜県内の人材ニーズを把握しており、地域協議会において把握した人材ニーズに関して発言ができること。
- (2) 岐阜県内に事業所が存在していること。
- (3) 過去3年以内に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号、第3章第4節の規定を除く。）に基づく行政処分（許可を除く）を受けていないこと。

2 就任期間

令和7年5月下旬～令和8年3月31日

3 委員の選定

選定結果は、応募者に対して後日連絡

4 応募方法

令和7年4月11日（金）までに別紙「地域協議会委員公募に係る応募票（職業紹介事業者等用）」に必要事項を記入の上、下記応募先あて電子メール（件名：地域協議会委員への応募について）により提出。

5 その他

協議会は年2回（概ね11月、3月）開催予定

6 応募先

岐阜労働局職業安定部訓練課 地域協議会担当

メールアドレス：kunen-gifu@mhlw.go.jp

電話：058-245-1266